

福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領

第1 通則

福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（以下「基金事業」という。）の実施に当たっては、「福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例」（平成21年福井県条例第5号）および「緊急雇用創出事業実施要領」（平成26年2月6日付け厚生労働省職発0206第1号、以下「厚生労働省実施要領」という。）に基づくほか、この要領に基づくものとする。

第2 基金事業の趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を造成し、これを活用して県および市町の緊急に取り組むべき事業を実施し、失業者に対する短期の雇用および就業機会の創出・提供および人材育成を図ることおよび経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、若者、女性等の雇用機会の創出を図るとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善することとする。

第3 事業主体

基金事業の事業主体は、福井県とする。

第4 基金事業の内容

基金事業の内容は、次のとおりとする。なお、基金事業には、次に掲げる事業に係る周知および広報ならびに基金の運営および管理を含むものとする。

- (1) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供および人材育成のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)、その他の法人又は法人以外の団体等(以下「民間企業等」と総称する。)に対する委託により行う次のいずれかの事業(以下「委託事業」という。)
 - ① 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、②、④および⑤以外のもの(以下「緊急雇用事業」という。)
 - ② 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに県において追加設定した分野をいう。以下同じ。)に係るものであって、③、④および⑤以外のもの(以下「重点分野雇用創出事業」という。)
 - ③ 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業(以下「地域人材育成事業」という。)
 - ④ 東日本大震災等の影響による失業者(被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者(以下「被災求職者」という。))若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。ただし、平成25年度以降新たに事業を開始する場合にあっては、被災求職者に限る。)に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、⑤以外のもの(以下「震災等緊急雇用対応事業」という。)
 - ⑤ 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業(以下、「起業支援型地域雇用創造事業」という。)
- (2) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供および人材育成のために、自ら実施する
 - (1) ①から④までのいずれかの事業(以下「直接実施事業」という。)
- (3) 失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成および就業支援または短期の雇用機会を提供した上で行う、地域のニーズに応じた人材育成および就業支援ならびに在職者の賃金引き上げ等

の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取り組み支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業（以下「地域人づくり事業」という。）

- (4) 委託事業及び直接実施事業を行う市町（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）に対して補助金を交付する事業（以下「市町補助事業」という。）
- (5) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）との連携により、求職者に対する生活・就労相談を行う事業（以下「生活・就労相談支援事業」という。）
- (6) (1) ⑤の委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業（以下「一時金支給事業」という。）
- (7) 上記に附帯する事業
- (8) その他厚生労働大臣が定める事業

第5 基金事業の管理

1 基金の造成

基金は、「平成 20 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成 21 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成 22 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成 23 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成 24 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」および「平成 25 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

2 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債、その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行または信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

4 基金の処分の制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、前記第4に掲げる基金事業を実施する場合および基金に属する現金を国庫に納付する必要がある場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

5 基金事業の事業計画等

- (1) 基金事業を計画し、実施しようとする課・室長（以下「事業実施課長」という。）は緊急雇用創出事業臨時特例基金事業計画書（別紙様式第1号）および緊急雇用創出事業臨時特例基金事業支出計画書（別紙様式第2号）を作成し、別に定める期日までに産業労働部長に提出するものとする。出先機関において事業を実施する場合には、本庁の主管課・室長が取りまとめて提出するものとする。（以下に規定する産業労働部長への報告または提出は、同様の取扱いとする。）
- (2) 事業実施課長は、前項の事業計画書または支出計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更後の内容を記載した緊急雇用創出事業臨時特例基金事業計画・支出計画変更書（別紙様式第3号）を作成し、産業労働部長に提出するものとする。
ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。
- (3) 事業実施課長は、上下半期ごと（9月末、3月末をいう。以下同じ。）に、当該上下半期に終了した委託事業等について緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実績報告書（別紙様式第4号の1）を作成するとともに、年度末（3月末）に、当該年度に終了した全ての委託事業等について緊急雇用創出事業臨時特例基金事業年度実績報告書（別紙様式第4号の2）を作成し、別に定める期日までに産業労働部長に提出するものとする。
- (4) 産業労働部長は、あらかじめ各年度の基金事業の全体計画（変更分を含む。）を公表するとともに、上下半期ごとにその実績報告を公表するものとする。
- (5) 基金事業を行う課・室長は、事業計画の策定および事業の実施に当たって、必要に応じ関係者の意見を聞くとともに、新規雇用（雇用契約によらない新規の就業を含む。以下同じ。）した労働者が当該事業における雇用・就業期間終了後において、安定した雇用につながるよう、生

活・就労相談支援事業等を活用して、就業ニーズや適性に合った雇用就業機会を提供するとともに、安定した雇用に向けた再就職支援を行うものとする。

- (6) 市町が市町補助事業により補助金を受けて実施する事業（以下「市町実施事業」という。）に係る事業計画、実績報告等の取り扱いは、別に定める「福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）において規定するものとする。

6 基金事業の担当窓口等

- (1) 産業労働部長は、各年度の基金事業の全体計画（変更分を含む。）を周知、広報し、事業実施課長は、個別事業の委託や労働者の募集に関する問い合わせ等に対応するものとする。
- (2) 事業実施課長は、事前に、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の委託状況等連絡表（別紙様式第5号）を作成し、委託先、新規雇用・就業者数、新規雇用・就業期間等を福井労働局職業安定課長および労働政策課長に提出するものとする。
- (3) 基金事業を行う課・室長は、福井労働局と必要な連携を図るものとする。
- (4) 市町実施事業の担当窓口等の取扱いは、補助金交付要綱において規定する。

7 基金事業の中止または廃止

- (1) 事業実施課長は、基金事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ緊急雇用創出事業臨時特例基金事業中止（廃止）届出書（別紙様式第6号）を産業労働部長に提出しなければならない。
- (2) 市町実施事業を中止または廃止しようとするときの取扱いは、補助金交付要綱において規定する。

8 基金事業の事故の報告

- (1) 事業実施課長は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに産業労働部長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 市町実施事業の遂行が困難になった場合の取扱いは、補助金交付要綱において規定する。

9 基金の経理等

- (1) 基金事業経理について、第6による委託事業、第7による直接実施事業、第8による一時金支給事業、第10による市町補助事業および第11による生活・就労相談支援事業の運営に係る経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して収入額および支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならないものとする。
- (2) (1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（7の(1)による基金事業の中止または廃止の承認を受けた場合および厚生労働大臣から基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

10 基金事業の検査等

- (1) 産業労働部長は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、事業実施課長に対し報告を求め、または産業労働部職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 産業労働部長は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」）、厚生労働省実施要領およびこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、事業実施課長に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (3) 市町実施事業の検査等の取扱いは、補助金交付要綱において規定する。

第6 委託事業

1 委託事業

(1) 基金事業の対象となる事業

① 緊急雇用事業および重点分野雇用創出事業

ア 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供のために企画した新たな事業であること（既存事業（実質的に既存事業と判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。ただ

- し、重点分野雇用創出事業（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）については、重点分野に該当する事業であること。
- イ 建設・土木事業でないこと。
- ウ 平成 24 年 3 月 31 日までに限って実施する事業であること。ただし、重点分野雇用創出事業は、平成 26 年 3 月 31 日まで実施できるものとする。
- エ 新規雇用・就業の機会を生ずる効果が高い事業であること。
- オ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- カ 国が当該事業の経費の一部を負担し、または補助する事業でないこと。
- ② 地域人材育成事業
- ア 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行うために企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- イ 重点分野に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。
- ウ 建設・土木事業でないこと。
- エ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- オ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積む O J T や職場外で講義等の研修を受講する O F F - J T などの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。
- カ 平成 25 年 3 月 31 日までに限って実施する事業であること。
- キ 国が当該事業の経費の一部を負担し、または補助する事業でないこと。
- ③ 震災等緊急雇用対応事業
- ア 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供のために企画した新たな事業であること（既存事業（実質的に既存事業と判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- イ 建設・土木事業でないこと。
- ウ 平成 25 年 3 月 31 日までに限って実施する事業であること。ただし、平成 24 年度に開始した事業については、平成 26 年 3 月 31 日まで実施できるものとする。
- エ 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- オ 国が当該事業の経費の一部を負担し、または補助する事業でないこと。
- ④ 起業支援型地域雇用創造事業
- ア 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供のために企画した新たな事業であること（既存事業（実質的に既存事業と判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- イ 建設・土木事業でないこと。
- ウ 平成 26 年 3 月 31 日までに限って実施する事業であること。ただし、平成 25 年度までに開始した事業については、平成 27 年 3 月 31 日まで実施できるものとする。
- エ 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。
- オ 起業後 10 年以内の民間企業等であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。
- カ 委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。
- キ 国が当該事業の経費の一部を負担し、または補助する事業でないこと。
- ⑤ 地域人づくり事業
- ア 失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成および就業支援または短期の雇用機会を提

供した上で行う、地域のニーズに応じた人材育成および就業支援ならびに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善のために企画した新たな事業であること（既存事業（実質的に既存事業と判断されるものを含む。）の振替えてないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 以下の（ア）および（イ）の事業をいずれも実施すること。

（ア）未就職卒業者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む。）（以下、「雇用拡大プロセス」という。）

（イ）非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業（以下、「処遇改善プロセス」という。）

エ 雇用拡大プロセス（人材育成を行う事業を実施するものに限る。）に取り組む民間企業等は、失業者に対し、現場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成および就職支援を行うものであること。

オ 処遇改善プロセスに取り組む民間企業等は、事業の実施に当たり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上または正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行うものであること。

カ 平成27年3月31日までに限って実施する事業であること。ただし、平成26年度までに開始した事業については、平成28年3月31日まで実施できるものとする。

キ 国が当該事業の経費の一部を負担し、または補助する事業でないこと。

（2）新規雇用する労働者

① 労働者の募集

事業で新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

なお、事業で新規雇用する予定の労働者の募集に当たって、安定所への求人申込み以外の方法を採用する場合は、事前に、その募集方法、募集期間、募集人員、雇用・就業期間等について緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に関する連絡表（様式第7号）を作成し、管轄する公共職業安定所長および労働政策課長に提出すること。

② 労働者の雇用・就業期間

ア 緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

ただし、新規雇用する労働者が、被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

イ 重点分野雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、若年者（40歳未満の者をいう。以下同じ）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限り）である場合は、1回に限り更新を可能とすること。また、新規雇用する労働者の雇用就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

ウ 地域人材育成事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限り）については、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

エ 震災等緊急雇用対応事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

オ 起業支援型地域雇用創造事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

カ 地域人づくり事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示等を求めること等によることとする。

2 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人または法人以外の団体等であって、総勘定元帳および現金出納簿等の会計関係帳簿類と労働者名簿、出勤簿および賃金台帳等の労働関係帳簿を整備し、当該業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの（以下「企業等」という。）とする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体には委託事業を委託しないものとする。

3 委託契約等

委託契約は、「福井県財務規則」（昭和39年4月1日福井県規則第11号）および「福井県財務規則の公布施行について」（昭和39年6月2日 出納長、総務部長通知）における所定の規程のほか、次の事項を含めなければならない（地域人づくり事業のうち、雇用拡大プロセス（失業者の雇用を伴わずに実施するものに限る。）および処遇改善プロセスについては、（3）、（4）、（5）および（6）を除く。）。

（1）委託事業の委託期間

（2）予定される事業費および人件費

（3）当該事業に従事する予定の全労働者数および新規雇用する予定の失業者数（人）

（4）当該事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間

（5）事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

（6）委託先の企業等は、労働者を新規雇用する際に、本人が1の（2）の③の範囲に該当することについて確認するものであること。

（7）委託先の企業等が前記1の各条件に反した場合には、委託費を支払わない、もしくは支払われている委託費の一部または全部を返還させることができること。

（8）当該事業による雇用・就業の状況を明らかにする書類および帳簿等を備え付ける必要があること。

（9）事業が終了したときは、委託先の企業等は前記（1）から（5）までの事項を内容に含む実績報告を作成し、事業実施課長に提出しなければならないこと。

（10）（9）により委託契約額を確定した結果、概算払いにより委託先の企業等に交付した委託費

に残額が生じたとき、または、委託費により発生した収入があるときは、委託先の企業等は返還する義務を負うこと。

なお、起業支援型地域雇用創造事業および地域人づくり事業の委託事業に係る契約期間終了時点において、次のいずれかの要件を満たす場合、受託者は、委託費より発生した収入の返還を要しないこと。

- ① 受託者が自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続し、受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1/2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。
- ② 地域人づくり事業（処遇改善プロセスに限る）の受託者が、委託費により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善すること。

第7 直接実施事業

基金事業の対象となる直接実施事業は、第6の1(1)①から③に該当する事業（地域社会雇用分野の事業を除く。）であること。

第8 一時金支給事業

「起業支援型地域雇用創造事業」に係る「一時金支給事業」は、この要領に定めるもののほか、別途産業労働部長の定める「福井県起業支援型地域雇用創造事業に係る一時金支給要綱」によることとする。

第9 事業の上積み

事業実施課長は、第6、第7および第8の規定により事業を計画し、実施するとともに、併せて事業の上積みができるものとする。

第10 市町補助事業

- 1 市町が前記第6および第7に規定する事業を実施する場合について、「福井県補助金等交付規則」（昭和46年4月1日 福井県規則第20号）、「福井県補助金交付規則の施行について」（昭和46年4月1日 財第226号）、この実施要領および補助金交付要綱に基づいて、基金を財源として市町に補助金を交付することができるものとする。
- 2 市町に補助金を交付するにあたっては、前記第6の1(1)①カ、第6の1(1)②キ、第6の1(1)③オ、第6の1(1)④キおよび第6の1(1)⑤キの「国」とあるのは「国および福井県」、前記第6の3の『「福井県財務規則」（昭和39年4月1日福井県規則第11号）および「福井県財務規則の公布施行について」（昭和39年6月2日 出納長、総務部長通知）』とあるのは「当該市町」、前記第8の規定中「事業実施課長」とあるのは「市町」と読み替えて同一の条件を附すものとする。
- 3 補助事業には、事業に係る周知および広報ならびに事業の運営を含むものとする。

第11 生活・就労相談支援事業

1 事業の内容

基金事業の対象となる生活・就労相談支援事業は、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 求職者に対する総合的な就業・生活支援の拠点となる施設（以下「求職者支援センター」という。）を設置し、第6、第7および第10の事業に従事する労働者その他求職者を対象に、住居の確保や各種生活支援策の利用などの生活上の問題や、将来の安定的な職業への就職に向けた能力開発に関すること等に関する生活・就労相談を実施すること。
- (2) 求職者支援センターの施設において、国が行う職業相談・職業紹介等の業務との一体的な実施を図ること。
- (3) 基金事業の実施に伴って実施する新たな事業であって、既存の類似の事業（平成20年12月1日以降に開始したものを除く。）の振替でないこと。

2 事業の委託

生活・就労相談支援事業の実施に当たり、その一部又は全部を、民間企業その他の法人又は法人

以外の団体等であって同事業を適確に遂行するに足る能力を有するもの（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）に委託することができるものとする。

第12 基金事業の全体計画の要件等

1 第6、第7、第8および第10の規定により実施する緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業及び起業支援型地域雇用創造事業が、年度ごとのそれぞれの事業計画全体として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。

なお、地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とすること。

また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

2 事業実施課長は、事業計画の策定や事業の実施に際して、離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者、障害者、日系人、被災求職者その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。

また、基金事業で新規雇用する労働者に関しては、第6、第7および第10の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること（介護分野以外の事業に従事していた者が介護分野の事業に従事する場合、起業支援型地域雇用創造事業に従事する場合、地域人づくり事業に従事する場合および被災求職者を雇用する場合を除く）。

3 市町における基金事業の全体計画の要件等の取り扱いは、補助金交付要綱において規定する。

第13 財産の取得制限、残余財産の処分制限等

1 県において基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格または効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

2 事業実施課長が年度ごとに基金事業を終了した場合において残額があるときには、産業労働部長は残額を基金に納付させるものとする。

3 市町実施事業での財産取得の取り扱いは、補助金交付要綱において規定する。

4 市町補助事業で、市町長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合の取り扱いは、補助金交付要綱において規定する。

第14 証拠書類の保存

1 基金事業を実施する課・室長は、基金事業の支出内容を証する書類を事業の完了した日（第5の7の規定による事業の中止、廃止の場合には、その届出書が受理された日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市町における証拠書類の取り扱いは、補助金交付要綱において規定する。

第15 その他

1 平成20年12月1日以降に開始された基金事業について、基金を活用できるものであること。

2 この要領に定める事項について、必要が生じた場合に産業労働部長が必要な変更を施すものとする。

3 この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、産業労働部長が別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成21年3月17日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成21年5月29日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成21年10月23日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年2月24日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年度の実施事業については、従前の要領を適用する。

附則

- 1 この要領は、平成22年11月26日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成23年4月5日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成23年11月21日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。